

JTG証券 ストラテジー・レポート

トランプ大統領の相互関税が目指す 経済政策

経済調査室 上田 祐介
チーフ・インベストメント・
ストラテジスト

[本レポートのサマリー]

1. 本レポートの目的

- 本レポートでは、米トランプ大統領の一連の関税政策が目指す、同大統領の経済政策の目的と今後の市場への影響について解説する。

2. 相互関税による米国内での政策目標とは？

- ①. 短期の政策目標: 外国から徴収した関税をアメリカ国民個人への給付・還付の原資に。
- ②. 中期的目標: 産業構造の転換と米国での生産への回帰。

短期目標の達成には、原資としての関税の積み上げが不可欠。トランプ政権が2026年11月の中間選挙で勝利するためにも必須。

3. 米国の政策目標の実現性は？

短期の政策目標(関税による給付・還付)は実現可能。一方で、国内での製造業の生産に向けた産業振興策は、中長期的な視点では一定の成果を上げる可能性は高いものの、短期的には多くの課題を抱えており進展しにくい。

4. 米国の政策目標の実現性は？

諸外国からアメリカに交渉を持ち掛けても、短期的にこれを受け入れる可能性は限定的。もし強固な対抗措置を実施すれば相互に課税強化を行い、貿易戦争に進む以外の方向性はなくなりやすい。その場合、経済的なダメージを受けやすいのは、アメリカよりも諸外国。特に、欧州(EU、特にドイツなど)、カナダ、メキシコは、貿易戦争による景気悪化リスクに脆弱。

5. 不透明な市場環境下での投資戦略

- 米国では、インフレ懸念が高まる中での低金利誘導は生じにくく、ドル安も短期的には進展しにくい。よって米ドル建て資産への投資は、引き続き有効。
- 成長鈍化の中で「直利」を重視した投資が有効(現金の下落はない)。
- 株式では米ドル建ての高配当のバリュー株で安定業種の銘柄(景気連動を除く)。
- 債券では、金利上昇懸念は抑制的なことから米ドル建て債でデュレーションの長期化が有効。事業会社債は、安定業種重視。金融劣後債は有効な直利の積み上げ手段に。一方、事業ハイイールド債、低格付ソブリン債などは当面はさらなる時価下落を想定。下落後に再検討か。

トランプ大統領の相互関税が目指す経済政策

JTG 証券 チーフ・インベストメント・ストラテジスト 上田 祐介

トランプ米大統領の一連の関税政策が目指す、同大統領の経済政策の目的と今後の市場への影響について解説

1. 本レポートの目的

トランプ米大統領は4月2日付で、米国に輸出を行うすべての国に対し、「相互関税 (Reciprocal Tariff)」を課す旨の大統領令¹に署名した。本レポートでは、同大統領令など一連の関税政策が目指す、同大統領の経済政策の目的と今後の市場への影響について解説する。(なお、相互関税の内容については、弊社の既発行レポート²をご参照いただきたい。)

関税による、2つの政策目標

2. 相互関税による米国内での政策目標とは？

ほとんどの輸入品目に対し、課税の拡大を行えば、アメリカ国内でのインフレは避けられない。アメリカ国内への産業移転には時間がかかることを考えれば、アメリカの消費者、特に低所得者の生活を圧迫することは確実だ。それでは、トランプ大統領はどのようなコンセプトで、課税強化による経済や社会への影響を緩和し成長につなげようとしているのだろうか。

ホワイトハウスの公式ページに掲載されたトランプ大統領の大統領令の中で、重ねて言及されている「関税の米国経済への影響に関する2024年の先行研究」は、アメリカの政治系シンクタンクであるCPA³のサイトに掲載されている内容と、詳細な見込み数値まで一致している。よって、現在のトランプ政権の経済施策と、おおむね、経済に対する基本スタンスは一致しているものと考えられる。

以下では、CPAが提案する経済政策をもとに、トランプ政権による今後の経済・外交施策が目指すターゲットについて考察する。

① 短期の政策目標：外国から徴収した関税をアメリカ国民個人への給付・還付に

短期の政策目標：外国から徴収した関税をアメリカ国民個人への給付・還付の原資とし、所得増加と中間選挙での勝利を目指す

トランプ政権が、選挙前から主張しているアメリカ国民の所得向上策は、関税引き上げにより政府部門の歳入を増加させて原資を作り、低所得世帯には税源からの現金給付を、中所得世帯には所得の3%~4%の還付金を提供することで、短期的な経済成長を生み出すことにある。コロナ時の経済対策でもみられた給付金・還付金は、実質減税ではあるが、恒久的な税率の引き下げではないため、将来の財政を直接圧迫する施策でもない。

大統領令も引用するCPAの試算は、下記の結果を主張している。

¹ [“Regulating Imports with a Reciprocal Tariff to Rectify Trade Practices that Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits”, 2025/4/2, White House](#)

² [”トランプ大統領による相互関税を課す大統領令の概要”](#),2025/4/3, 上田祐介 JTG 証券

³ CPA; [Coalition For A Prosperous America](#)[繁栄するアメリカのための連合]

- (控えめな)10%関税で約 2,630 億ドル/年の関税税収を創出、
- 低所得世帯向け現金給付は 1,200ドル/年相当を提供、
- 中所得世帯には所得の 3%~4%の還付金を提供。
- 10%の関税引き上げにより+5 ポイント程度の消費者物価の上昇が生じうる、
- それでも還付・給付により、家計所得が+5.7%増加し、物価上昇影響を相殺。実質家計所得も増大する。

このプランは、選挙対策を考えれば、時間的余裕は多くない。もし、2025 年末までに関税で原資を蓄積しなければ、2026 年初頭からの税の還付・給付が困難となり、2025 年分の個人所得税の申告時に還付が行われなければ、物価上昇の不満だけが残ることになる。その状況で、2026 年 11 月に実施される中間選挙に勝つことはできない。ということは、逆説的に言えば、選挙対策も考えた上で走り出した今回の「相互関税」について、少なくとも 2025 年中は外国との交渉余地はないものと考えておく必要があるだろう。

② .中期的目標:産業構造の転換と米国での生産への回帰

中期の政策目標:
産業構造の転換と米国での生産への回帰を進める

トランプ政権では、関税を米国内の「製造業の再生を促す実効的な投資誘導策」と位置付けている。CPA の試算値である、「+10%関税により 280 万人の雇用創出」よりも、今回の関税はより高い水準で広範にかけられており、さらなる経済効果を期待している可能性がある。

トランプ政権が考える経済効果が CPA の分析⁴と軌を一にしているとすると、以下のような中期的な経済効果(3~5 年程度で達成)が期待されているものと考えられる。

- 製造業の雇用は、他産業と比べて賃金が高く、教育水準に対する報酬比率も優れている。(平均賃金は小売より 89%、娯楽・宿泊業より 144%高い。)
- ⇒ 製造業への労働者シフトにより平均所得が向上
- 製造業の乗数効果は非常に大きく、1 つの製造業雇用が 5~7 の間接的雇用を生み出し得る(例:サプライチェーン、地元での勤労者向けサービス、インフラなど)。
- 関税による輸入減は、国内需要を内製化へ転換し、既存の製造能力の稼働率向上を促す。特に自動車、鉄鋼、電子機器などの主要産業では、現在 56~76%の稼働率が、90%近くまで上昇することで 20~40%の生産増が可能。
- 物価への影響は限定的であり、関税の物価押し上げ効果は一時的かつ小規模との

⁴ “[Why the U.S. Needs President Trump’s Tariffs](#)”, 2025/4/3, CPA

想定。その理由として、生産が国内に戻ることで規模の経済が働き、単位コストが低下するため。

- 中長期的には、米国製品の価格面での国際競争力も強化される。
- 製造と研究開発(R&D)の地理的近接性が、米国での技術革新を促進しうる。

3. 米国の政策目標の実現性は？

短期の政策目標(関税による給付・還付)は実現可能。

中期の政策目標(国内での製造業の生産に向けた産業振興策)は、中長期的な視点では一定の成果を上げる可能性は高い。

しかし、短期的には多くの課題を抱えており進展しにくい

トランプ政権が、中間選挙をにらんで還付・給付により支持率の獲得を目指す場合、世界の経済などへの悪影響はともかく、短期的な政策の実現可能性は高い。

一方で、国内での製造業の生産に向けた産業振興策は、中長期的な視点では一定の成果を上げる可能性は高いものの、短期的には多くの課題を抱えており進展しにくい、と弊社では考える。2つほど原因となる事例を挙げておく。(i)人材不足問題、(ii)中小部品メーカーの規制対応能力、などは最たる課題の例と言える。アメリカでの製造業の振興が短期間で全面的に進むことは困難で、最低でも数年間は要するものと考えられる。

(i)人材不足問題

近年の米国企業では、国内の人材不足がボトルネックとなり成長機会を逸する事例も多かった。その背景には、例えば生産年齢人口(25-54歳)の労働参加率が歴史的に高水準な83%を超えており、過去の傾向などから上がりにくいことなども影響していた。トランプ政権の下で、不法移民を海外退去させた影響によりベビーシッターなどの不足による子育て家庭の労働参加は減りやすい。また、低付加価値労働(宿泊施設の清掃、小売り)などの代替従事者は絶対数が不足しやすく、さらにそもそも低付加価値労働者に従事していた労働者や労働参加していなかった潜在労働力が、給与が上がったからと言って十分な教育もなしに高付加価値の製造業の労働者に転ずることが可能なのか、という疑問もある。

(ii)中小部品メーカーの規制対応能力

自動車業界で、メキシコなど USMCA 所属国での生産を行っているにも関わらず、無税の USMCA 適合車とはせず、関税を支払って米国に輸入しているケースも存在する。これは、中小の部品メーカーなどで USMCA 対応が困難だったり、他地域のパーツを用いることに経済合理性が高い、等の理由による。米国の原産地規制を、原材料となる鉄やアルミレベルから立証する書類や検証体制を作るには、多くのコストを要する。完成車メーカーやコア部品メーカーでは可能であったとしても、ボルトナットやシートベルトなどの単価が安い部品のメーカーでは、アメリカの原産地証明を続けることは経済的に困難な事例が観測されている。また、こうした産業の土台を支える中小企業を短期的にアメリカに移転させることも、実務的には困難だ。

4. 諸外国には交渉の余地はあるか？

諸外国からアメリカに交渉を持ち掛けても、短期的にこれを受け入れる可能性は限定的

トランプ政権のそもそもの目的が「関税を課す」ことにあり、議論を通じて不均衡を解消する交渉をする意思がないのであれば、反論を行っても実効性はなく、交渉も進まない。

足元では、トランプ関税に強固な対抗措置を示す国と、マイルドに反応する国が分かれている。もし強固な対抗措置を実施すれば相互に課税強化を行い、貿易戦争に進む以外の方向性はなくなりやすい。その場合、経済的なダメージを受けやすいのは、どちらの側になるのだろうか。

以下の図表1では主要国・地域における実質 GDP 構成要素に占める、輸出入の大きさを比較した。

図表1 実質 GDP 構成要素に占める輸出入の大きさ比較

2024/12の四半期実質GDPの構成要素

	アメリカ	EU	日本	カナダ	イギリス	中国	オーストラリア	メキシコ
国内総生産	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
民間支出	70%	53%	53%	59%	61%	45%	50%	71%
民間投資/総固定資本形成	18%	22%	24%	21%	18%		24%	25%
政府支出・投資	17%	22%	21%	22%	22%	25%	22%	11%
純輸出	-4%	3%	1%	-2%	-4%	30%	4%	-3%
輸出	11%	52%	21%	30%	32%	-	27%	42%
輸入	-16%	-49%	-19%	33%	36%	-	24%	46%
その他	0%	0%	0%	0%	4%	0	0%	-4%

出所: Bloomberg データより、JTG 証券で作成

もし強固な対抗措置を実施すれば、経済的なダメージを受けやすいのは、アメリカよりも諸外国

同図が示すように、アメリカは交易への依存度が相対的に低く、経済規模の大きさと相まって、外交的にも強気に出やすいことが確認できる。一方、課税の強化が続き、貿易戦争になった場合のダメージは、アメリカよりも EU、カナダ、メキシコなどの方が厳しい。中国はデカップリングをさらに進展させることで、解決を目指すものと考えられる。

特に、欧州(EU、特にドイツなど)、カナダ、メキシコは、貿易戦争による景気悪化リスクに脆弱

5. 不透明な市場環境下での投資戦略

こうした不透明な市場環境下での投資には、当面の基本方針が必要となる。経済状況が激変する際には、過去のトレンドをなぞった投資戦略は機能しないためだ。以下に、弊社が考える投資戦略の基本方針を示す。

[前提]

不透明な市場環境下での投資戦略を提案

- 景気減速は生ずるが、金融危機は生じにくい。
- 世界経済が全体として収縮。成長鈍化へ。
- アメリカよりも他地域(特に輸出や交易への依存度が高い地域)にはより悪影響。

↓

- 米ドル建て経済圏の相対的な優位性は維持
- トランプ氏のインフレ誘導政策にFRBは与しない。むしろインフレ抑制を重視。
→ 低金利誘導は生じにくく、ドル安も短期的には進展しない。

[投資の視点]

- 米ドル建て資産への投資は、引き続き有効。
- ただし、成長鈍化の中で「直利」を重視した投資が有効(現金の下落はない)
- 投資対象の選別には、以下の観点を重視。
 - 米国株式:高配当のバリュー株で安定業種の銘柄(景気連動を除く)。
 - 米ドル建て債券:金利上昇懸念は抑制的。デフレーションは長期化。
 - 事業会社債は、安定業種重視。
 - 金融劣後債は有効な直利の積み上げ手段に。
 - 事業ハイイールド債、低格付ソブリン債などはさらなる時価下落が生じやすく、時価下落が一段落した後に再検討か。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

<p>■ムーディーズ・レーティングスについて 格付会社グループの呼称等について 格付会社グループの呼称：ムーディーズ・レーティングス(以下「ムーディーズ」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)</p> <p>信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。</p> <p>信用格付の前提、意義及び限界について ムーディーズ・レーティングスの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。</p> <p>ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。</p>	<p>■S&P グローバル・レーティングについて 格付会社グループの呼称等について 格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング(以下「S&P」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング株式会社(金融庁長官(格付)第5号)</p> <p>信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.spglobal.com/ratings/jp/index)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered)に掲載されております。</p> <p>信用格付の前提、意義及び限界について S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。</p> <p>信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。</p> <p>S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。</p>	<p>■フィッチ・レーティングスについて 格付会社の呼称について 格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)</p> <p>信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.fitchratings.com/ja)の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」(https://www.fitchratings.com/ja/regulatory)の「信用格付の前提、意義及び限界」に掲載されております。</p> <p>信用格付の前提、意義及び限界について フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自身が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。</p> <p>フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。</p> <p>信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明についてはフィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。</p>
---	--	--

この情報は、2024年6月25日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。

ん。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

Disclaimer

本資料は、Jトラストグローバル証券(以下、JTG 証券)が本資料を受領されるお客様への情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の有価証券又は金融商品の売買の推奨・取引・勧誘・申込みを目的としたものではありません。

開示事項

本資料の作成及び配布は JTG 証券が行っております。

JTG 証券では調査部門の活動(リサーチ・レポート作成、リサーチ情報の伝達を含む)に関する適切な基本方針と手順等、組織上管理上の制度について、日本証券業界によるアナリスト・レポートに関する自主規制に準拠した内部ルールと管理プロセスを整備しています。

JTG 証券はリサーチ部門・他部門間の活動及び/又は情報の伝達、並びにリサーチ・レポート作成に関する適切な基本方針と手順等、組織上管理上の制度について、日本証券業界によるアナリスト・レポートに関する自主規制に準拠した内部ルールと管理プロセスを整備しています。

JTG 証券では、所属するアナリスト及びその家族が、当該アナリストの担当カバレッジに属するいずれの企業の株式も保有することを禁じられています。また、本リサーチ・レポートが公開される前後 3 か月間に、本リサーチに関連する金融商品を個人的に取引することも禁じています。

アナリストによる証明

本レポート表紙に記載されたアナリスト(以下、同アナリスト)は、本レポートに記載した見通し・評価・分析等の内容が、分析対象銘柄の発行企業及びその証券に対する同アナリスト個人の見解に一致していることを証明いたします。また、本レポート内で特定の判断もしくは見解を表明する見返りとして、いかなる報酬も一切受領しておらず、受領する予定もないことを合わせて証明いたします。

免責事項

本資料内で JTG 証券が言及した全ての記述は、公的に入手可能な情報のみに基づいたものです。本資料の作成者は、インサイダー情報の入手・使用を禁じられています。

本資料に含まれる情報は、弊社が正確かつ信頼できると考える情報に基づき、正確性と信頼性を担保することを目標として作成していますが、その正確性、信頼性が客観的に検証しておりません。本資料内で JTG 証券以外の外部サイトのインターネット・アドレスを参照していることがございますが、リンク先の内容・正確性について JTG 証券は一切責任を負いません。本資料はお客様が必要とする全ての情報を網羅することを意図したものではありません。

JTG 証券は本資料に掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる保証を表明しておりません。また、JTG 証券は、本資料の論旨と一致しない他の資料を発行している場合があり、又は今後発行する場合があります。

本資料に示したすべての内容は、本資料発行時点において JTG 証券が入手可能な範囲で最新の評価や判断を示しておりますが、本資料に含まれる情報は金融市場や経済環境の変化等のために最新の内容ではない可能性があることをご認識ください。JTG 証券では、本資料内に示した見解は予告なしに変更することがあります。また、JTG 証券は本資料内に含まれる情報及び見解を更新する義務を負うものではありません。

本資料で直接的又は間接的に言及・例示・評価・推奨している有価証券や金融商品は、市場価格の変動や発行体の財務状況の変化、経済環境の変化や経営判断、同証券や発行体に関わる外部評価の変化、金利や為替などの市況変動などの影響など、様々な要因により投資元本を割り込むリスクがあります。

本資料の作成にあたり、JTG 証券では本資料を受領される個々のお客様の財務状況、ニーズもしくは投資目的を考慮しておりません。このため、本資料で言及されている有価証券や金融商品、市場見通し、投資戦略などは全てのお客様にとって適切なものであるとは限りません。お客様の投資に当たっては、ご自身の判断により投資評価や投資戦略を評価し、本資料に記載されている有価証券又は金融商品に関して投資・取引を行う際には、専門家やファイナンシャル・アドバイザーにご相談ください。

お客様による最終的な投資判断は必ずお客様自身によりなされなければならない、投資によって生じたいかなる結果につきましても、一切の責任はお客様にあります。JTG 証券は、本資料を直接的にまたは間接的に入手したお客様が、本資料を参照した結果として生じたいかなる事象(直接・間接の損失、逸失利益及び損害、その他の状況)についても一切の法的責任を負いません。

本資料は、お客様に対し税金・法律・投資上のアドバイスとして提供する目的で作成されたものではありません。法律・制度・税金・会計等につきましては、お客様ご自身の責任と判断で専門家にご相談ください。

本資料に過去の投資パフォーマンスや過去データに基づく分析が示されていたとしても、これらは将来の投資パフォーマンスを確定的に予測したり、保証するものではありません。特に記載のない限り、本資料に含まれる将来予想は、アナリストが適切と判断した材料に基づく本資料公表時点におけるアナリストの予想であり、実現値とは異なることがあります。JTG 証券では、将来の投資パフォーマンスやリスクについての参考情報や見通しを示すことがあります。いかなる観点でも、これを保証するものではありません。

本資料の作成アナリストによる投資・保有禁止に関わらず、JTG 証券及び社員は、本資料で言及された有価証券等や関連するエクスポージャーを、自己の勘定もしくは他人の勘定で取引もしくは保有する可能性があります。また、本資料で示された投資判断に反する取引を行うことがあります。本資料のご活用にあたりましては、お客様と JTG 証券並びにその社員との間で、利益相反が起ころうることにご留意ください。

本資料は、日本国内に限定して配付致します。

間接的に海外で入手されるような事態が生じた場合があったとしても、JTG 証券では諸外国の法制度や規制に対応する責任を負いません。

Copyright JTG 証券 Co. Ltd. All rights reserved.

本資料は JTG 証券の著作物であり、著作権法により保護されております。

JTG 証券の書面による事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を変更、複製・再配布し、もしくは直接的又は間接的に第三者に交付することはできません。

東京都渋谷区恵比寿 4-20-3

恵比寿ガーデンプレイスタワー7階

Jトラストグローバル証券株式会社 経済調査室

ご投資にあたって

本資料に記載の内容を参考にしてお取引をされる場合、商品毎に以下の手数料等をご負担いただきます。

【上場株式等】

店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式(売買単位未満を除く)の場合は約定代金に対して最大1.1524%(税込)(但し約定代金の1.1524%(税込)に相当する額が3,300円(税込)に満たない場合は3,300円(税込)の委託手数料をご負担いただきます。

【投資信託】

投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等をご負担いただきます

【債券等】

債券等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。また、外貨建ての債券の場合、円貨と外貨を交換する際には外国為替市場の動向を踏まえて当社が決定した為替レートによるものとします。

投資リスクについて

各商品等には、株式相場、為替相場、金利水準、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者の信用状況(財務・経営状況含む)の悪化等、それらに関する外部評価の変化等により損失が生じるおそれ(元本欠損リスク)があります。

商品毎に手数料及びリスク等は異なりますので、当該商品の目論見書または契約締結前交付書面をよくお読みください。

Jトラストグローバル証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号
貸金業者登録番号 東京都知事(1)第31946号
加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会